

講習名

衛生推進者養成講習

作業内容

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場（ただし、安全衛生推進者を選任すべき事業場を除く。）での次の業務（衛生に係る業務に限る。）を担当する。

- 1 労働者の健康障害を防止するための措置に関する事。
- 2 労働者の衛生のための教育の実施に関する事。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- 5 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

厚生労働省令で定めるものは、次のとおりです。

労働衛生に関する方針の表明に関する事。

危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。

労働衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。

- ・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録講習機関へ直接お問い合わせ下さい。

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
一般社団法人 三重労働基準協会連合会	〒514-0008 津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内	059-227- 1051	059-227- 1739